平成３０年（フ）第１５号
群馬県高崎市片岡町２丁目23番10号　ハイツＪＰ105号
債務者　山﨑　美幸
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第２４号
千葉県大網白里市柳橋847番地10
債務者　大川　清忠
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第５０号
静岡県三島市中238番地の１　グランデュオ長田105
債務者　長谷川　優
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１０号
三重県松阪市殿町1391－１、住民票上の住所三重県松阪市下村町881番地２　メロディハイツ下村Ⅱ棟３－１号室
債務者　星野　リサ
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１０３９号
大阪府松原市天美西１丁目７番32号
債務者　落合眞理子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１７８号
堺市南区高倉台２丁43番38号　（102号）
債務者　本所みちよ
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地１棟712号
債務者　奥野　彦藏
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
堺市中区深阪４丁19番18―101号
債務者　高橋亜鈴香
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
堺市東区日置荘北町３丁26番２号
債務者　森井　稔幸
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第９０号
堺市西区浜寺石津町東１丁３番31―316号、前住所堺市東区日置荘原寺町107番地１
債務者　梶谷　清紀
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
大阪府松原市高見の里１丁目７番21―201号
債務者　松井　義昭
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
大阪府柏原市本郷３丁目６番21号
債務者　吉松　賢治
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
大阪府柏原市本郷３丁目６番21号
債務者　吉松奈緒子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
堺市堺区大仙中町10番１―205号
債務者　安原　秀晃
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２４号
堺市東区日置荘原寺町435番地１　サンクレスト208号
債務者　濱岡　直人
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２５号
大阪府松原市東新町３丁目14番31―302号
債務者　山口　政志
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２７号
大阪府南河内郡太子町大字山田2649番地の１（304号）
債務者　佐木　寿人
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係